

[様式第 13 号]

[特例政令適用一般競争入札]

質 疑 応 答 書

工事名 第 3 南蒲生幹線工事 1

質 問 事 項	回 答
<p>1. 総合評価に関する説明書には、「工事目的物の形状、寸法など設計図書等においてあらかじめ本市が指定しているものの変更を伴うもの」は、0 点を超える評価をしないとありますが、以下の事項はこの内容に該当するのでしょうか。ご教示ください。</p> <p>・図面に記載している寸法の変更（コーキング溝、シール溝や切り欠きの寸法変更など）</p>	<p>整理番号 130510198</p> <p>コーキング溝、シール溝や切り欠きの寸法変更は、「工事目的物の形状、寸法など設計図書等においてあらかじめ本市が指定しているものの変更を伴うもの」に該当しません。</p>
<p>2. 簡易な施工計画書の細目②では、ボルトボックス孔埋及び目地コーキングの施工日数に対する短縮を求められておりますが、一次覆工やシールド機解体残置、現場打ち覆工との並行作業による施工日数の短縮は評価の対象範囲に含まれるのでしょうか。または、参考としてご提示いただいた工程表の二次覆工（ボルトボックス孔埋及び目地コーキング）の単体での施工日数の短縮を評価対象範囲としているのでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>本工事においては、別紙工程表(参考)を作業手順の標準とし、他工種と重複せず「二次覆工(内面平滑)」のみを施工する期間を 110 日間としています。</p> <p>内面平滑の材料を工夫したり、質問のような他工種と同時に施工するなどの技術提案により、「現場打ち覆工の終り」から「作業床撤去の始め」までのうち「<u>二次覆工(内面平滑)</u>」のみ施工する日を、何日間短縮出来るのかを求めています。</p>
<p>3. 施工条件明示書の 11 その他には、中間検査では一次覆工の実施時期を完了時及び二次覆工施工前と記載しておりますが、一次覆工の途中で施工完了部分の中間検査を受けて、二次覆工に着手することは可能でしょうか。ご教示ください。</p>	<p>可能です。</p>

注 1 この質疑応答書は、設計図書等に対して質問がある場合（見積りに必要な事項に限る。）に提出してください。会社名を記入する必要はありません。

第3南蒲生幹線工事1

参考

